

第1回 京都式チーム学校推進会議 参考資料

	頁
<学校の組織力向上プラン関連施策>	
○ 平成29年度当初予算の概要（教育委員会所管分）	1
○ 学校組織マネジメント関連講座（総合教育センター）	6
<国の動向>	
（文部科学省）	
○ 教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）【概要】	7
○ チーム学校の推進にかかわる法令改正（平成29年4月1日）	14
（教育再生実行会議）	
○ 教育再生実行会議の今後の進め方について（平成28年10月28日、第38回教育再生実行会議配布資料）	17
（働き方改革）	
○ 「働き方改革実行計画」の骨子（平成29年3月28日）	19
○ 働き方改革実行計画（長時間労働の是正）【抜粋】	20
○ 働き方改革実行計画工程表（公務員・教員関連部分）	22

平成29年度当初予算案の概要

教育委員会所管分

○重点施策

1. 子どもの貧困対策(学習・生活支援)
2. 学力向上対策(小・中学校)
3. 文化財保護対策(新たな枠組み創設)
4. 京都市「文化・歴史」教育(グローバル人材育成)
5. 共生社会の実現対策(特別支援教育の充実)
6. 教員の負担軽減対策
7. 府立学校施設の環境改善(老朽化対策等)

○その他の主要事業

予算案の規模 ＜教育委員会所管分＞

平成29年度当初予算額 127,817,615千円

※平成28年度当初計上額(㉗2月補正込み) 187,630,728千円

対前年度比 $\Delta 59,813,113$ 千円($\Delta 31.9\%$)

(単位:百万円)

	㉖	㉗	増減	前年比	主な増減要因
予 算 総 額	127,817	187,630	$\Delta 59,813$	68.1%	
人 件 費	110,243	170,506	$\Delta 60,263$	64.7%	京都市権限移譲に伴う教職員人件費の減
事 業 費	17,574	17,124	+450	102.6%	学校建設費の増
学 校 建 設 費	3,441	2,737	+704	125.7%	
重点政策的経費	3,367	3,171	+196	106.2%	
義務・経常的経費 (高校生修学支援含む)	10,766	11,216	$\Delta 450$	96.0%	

1. 子どもの貧困対策(学習・生活支援)

子どもの未来を守る事業費 ㉔ 425,962 (㉕ 392,421)

考え方
 ○不登校・いじめ・暴力行為等の問題行動、児童虐待の発生背景の一つに家庭の貧困問題がある。
 ○家庭の経済的環境に左右されず、子ども達が学力を身につけ、希望する進路を実現するためには、「教育・福祉・地域の連携」が重要
 【課題】子どもに寄り添った学習・生活支援や家庭支援、福祉機関との調整役となる「まなび・生活アドバイザー(SSW)」や「スクールカウンセラー(SC)」の充実、地域ぐるみの学習サポートが必要

重点事業

① 「学校の教育力」で子どもの未来を守る ㉔ 384,532千円 (㉕ 357,695) +26,837

京都式「学力向上教育サポーター」事業	・貧困等の困難な家庭環境にある児童生徒を支援するため、教育と福祉の連携体制を整備
まなび・生活アドバイザー配置事業	・子どもに寄り添った学習・生活支援や家庭支援、福祉機関との調整役として配置 ・小学校(21校)→退職教員(校長OB等)を常駐、中学校(20校)→社会福祉士を常駐
「社会福祉士・臨床心理士」巡回派遣事業	・市内の小・中・高・特支、全ての学校において、社会福祉士(SSW)・臨床心理士(SC)が加わった「学校・福祉が連携したケース会議(児童生徒の具体的なサポート方針を検討する会議)」を年3回以上実施できるよう「巡回派遣方式」を導入。併せて派遣回数を大幅拡充 【従来】拠点校配置 → 市町村が課題の多い要望校に重点派遣 ※学校間で覆りが発生 【新方式】拠点校配置 → 従来分+全ての学校に行き渡るよう巡回派遣(府教委がグリッパ) ※派遣回数: 延べ㉔1,644回 → ㉕2,943回(+1,299回)
京都式「効果のある学校」推進事業	・困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を図る学校づくりを推進 ・大学教授等の専門家チームによる学校支援(4中学校区で実施)

いじめ防止対策推進事業(スクールカウンセラー配置)、少年非行防止対策事業(まなび・生活アドバイザー配置)、保幼小連携

② 「地域力」で子どもの未来を守る ㉔ 41,450千円 (㉕ 34,726) +6,724

地域未来塾開設支援事業	・大学生・教員OB等地域住民の協力による学習支援 ㉔24中学校区・32箇所→㉕36学区・45箇所
訪問型家庭教育支援事業	・経済的困難等、様々な課題を抱える家庭に対し、家庭教育支援員(幼稚園教員OB)とまなび・生活アドバイザーが訪問し、保護者を支援
不登校児童生徒対策事業	・府認定フリースクールの教育活動等に単費助成【新規】、不登校児童生徒支援モデル事業(国)

2. 学力向上対策(小・中学校)

効果の上がる学力対策事業費 ㉔ 126,234千円 (㉕ 96,516)
 府市連携学力向上対策事業費 ㉔ 150,000千円 (㉕ 0)

考え方
 ○小・中学校児童生徒の「更なる学力アップを図る対策事業」の拡充
 【状況】全国学力テストの実力低下: 全国平均差(小6)㉔+2.3点→㉕+1.6点↓ (中3)㉔+0.9点→㉕+0.7点↓
 【課題】学校授業以外の学習充実が必要(家庭での勉強時間30分未満の児童・生徒割合が全国平均より高い。)
 ・学習の基礎(数の概念・言葉の獲得等)となる「就学前教育の支援」が必要(小学校初期のつまづき予防)

重点事業

① 中学生学力向上対策 ㉔ 66,100千円 (㉕ 56,100) +10,000

中1振り返り集中学習	・基礎・基本学習のつまづき解消を図る個別補習	学力低位層の生徒を対象
中2学力アップ集中講座	・発展・応用学習に対応する学力定着を図る個別補習	学力中位+低位層に拡充 ㉔49校→㉕91校(1.9倍)
中1・2府学力診断テスト	・府独自テストによる学習内容・生活状況の把握、課題分析・抽出→授業改善の実施	
京都式学力向上学習システムの構築	・履き部分と通り復習が連動した自動学習計画システムの構築・実践→弱点克服指導	

② 小学生学力向上対策 ㉔ 33,300千円 (㉕ 17,800) +15,500

小4・5個別補充学習	・学習内容の高度化に対応する学力定着を図る個別補習	学力低位+中位層に拡充 ㉔72校→㉕186校(2.6倍)
小4府学力診断テスト	・府独自テストによる学習内容・生活状況の把握、課題分析・抽出→授業改善の実施	
京都式学力向上学習システムの構築	・履き部分と通り復習が連動した自動学習計画システムの構築・実践→弱点克服指導	

③ 就学前支援 ㉔ 2,000千円 (㉕ 0) +2,000

保幼小等連携推進事業 授業体験・保護者懇談により、未就学児の学力(語彙力・数の概念)や家庭状況を就学前に把握 等

その他の対策
 ・【新規】府市連携学力向上対策(府立高校教員(24名)を京都市立中学校(10校程度)に派遣【3年間】→市内中学生の学力向上)
 ・学力向上システム開発校(独自の学力向上プランに取り組む学校を公募指定(新規10校、継続10校))
 ・中学生読解力向上対策(小論文グランプリ)、理科教育推進事業(中学校理科の学力向上対策(観察・実験力))
 ・大学の先生に学ぶ体験事業(京大教授陣等による出前授業など) など

3. 文化財保護対策(新たな枠組み創設)

文化財保護緊急強化事業費 ②123,500千円(③ 55,500)

考え方
 ○近年、国内各地で地震・水害・火災等の災害が頻発化 → 文化財の破損・劣化・滅失の危険度上昇
 ○財政事情の厳しい地域の社寺等は、価値がありながらも管理不十分な文化財が潜在化 → 劣化・流出の懸念大
 【課題】文化財を次世代に継承するため、適正管理・被災防止対策を講じることができる府保護制度の網を広げる取組が必要

重点事業

① 文化財保護制度の枠組み拡大 → 条例改正により新たな登録文化財を創設

趣旨	府保護制度の枠組外にある「未指定有形文化財(建造物・美工品等)」を、被災・散逸防止の観点から早期保護を図るため、適正管理を促す「所有者規制」と「財政支援」の両面を備えた保護制度の枠組内に、「迅速」に取り込めるよう文化財保護条例を改正し、緩やかな登録基準の新たな文化財を規定。併せて防災対策補助メニューを追加。					
名称	暫定登録文化財 全国初					
制度概要	文化財保護制度の種別	府保護制度の枠組内(条例で規定)			枠組外未指定	
		指定	登録	新 暫定登録		
所有者規制	現状変更	許可制	届出制	届出制	規制なし	
	所在変更・毀損・滅失等	届出制	届出制	届出制	規制なし	
財政支援(補助上限額)	保存・修理補助	10,000千円	5,000千円	3,500千円	2,000千円	
	維持管理補助	1,000千円	1,000千円	1,000千円	補助なし	
	防災対策補助【新規】	300千円	250千円	200千円	補助なし	
	指定に要する期間	5~10年(詳細調査・審議会要答申)			1~3年(審議会要答申不要)	—
	指定・登録件数(年間)	② 30件を目標(例年10件程度)			③ 1,000件を目標	—

② 適正管理・防災対策の強化等 ② 213,500千円(③ 55,500) +158,000(4倍増)

府指定・登録文化財補助メニュー	② 80,000千円(③ 0)	暫定登録文化財緊急修理補助金(消火器・収蔵箱等の資機材)	② 40,000千円(③ 0)	府指定・登録文化財保存修理補助金(従前分)	② 94,000千円(③ 51,000)
※未指定文化財現況調査 ②10,000千円(③ 0)、建造物・史跡・埋蔵文化財の活用等 ②9,500千円(③ 4,500)					

4. 京都式「文化・歴史」教育(グローバル人材育成)

京都式「文化・歴史」教育推進事業費 ② 91,980千円(③ 81,530)

考え方
 ○文化・歴史首都「京都」を、生徒自らが「英語」で発信・アピールできるグローバル人材を育成するため、京都文化・歴史に関する「知識」や「おもてなしの心・態度」、「外国語コミュニケーション能力」等の豊かな教養修得を目指した京都式「文化・歴史」教育を小・中・高を通して実施
 【課題】グローバル化が加速する中、京都人としての知識・教養を備え、世界で活躍できる次世代の若者の育成が必要
 ・2020東京五輪、文化庁の京都移転を見据え、京都が持つ文化・歴史の魅力を国内外に強力に発信する取組が必要

重点事業

① インプット【文化・歴史を知る！触れる！学ぶ！】 ② 47,550千円(③ 45,000) +2,550

新 KYO発見 仕事・文化体験事業【小・中】	・仕事や職場、伝統文化体験の実施学校に助成 伝統文化体験に「和装・算盤」等の新たなメニューを追加
こころを育む古典の日推進事業【小・中】	・源氏物語等の伝統的な言語文化(古典作品)の朗読・暗唱大会の実施など
新 高校生伝統文化事業【高校】	・「文化歴史推進校(6校)」をモデル校指定 → 2020オリパラ目途に全校波及(例)仁和寺・光明寺等の歴史的建造物修復現場のフィールドワークや英語ガイド和装の製作・デザイン発表会などの伝統産業学習
高校生「京の文化力」推進事業【高校】	・茶道・華道・古典の伝統文化学習(茶道:全校実施、華道・古典:各20校程度) ・文化系部活動の指導強化、高校文化部による小中学校・地域文化行事への支援

② アウトプット【留学先で文化・歴史価値発信！】 ② 44,430千円(③ 36,530) +7,900

新 府立高校「海外サテライト校」事業	中期(約3ヶ月)の海外留学に助成(米・加・豪) ※留学PG交流事業で文化・歴史を英語で語る	留学生徒の倍増(③10人→④20人)
新 府立高校生グローバルチャレンジ事業	短期(約3週間)の海外語学研修等に助成 ※研修PGで文化・歴史を英語で語る	留学生徒の増(③85人→④105人)
府立高校生グローバル文化カフェ事業	京都を訪れる外国人旅行者・高校生に対し、府立高校生が「英語」による文化おもてなし交流を実施【国内に居ながら留学体験】(例)英語観光ガイド、外国人向け茶道教室など	

5. 共生社会の実現対策 (特別支援教育の充実)

新設特別支援学校整備推進費 ② 447,960千円(② 62,371)
 地域共生型支援学校推進事業費 ② 1,000千円(② 0)
 羽ばたけ就労支援事業費 ② 2,500千円(② 0)
 八幡支援学校職業学科設置準備費 ② 3,200千円(② 0)

考え方
 ○共生社会の実現に向けて
 ・障害の有無に関わらず同じ場所で共に学ぶ教育(インクルーシブ教育)の推進
 ・特別支援学校における「職業的自立に向けた教育」の充実が必要
 【課題】府立特別支援学校卒業生の企業就労率の向上 (全国平均28.8%→府25.8%(△3.0ポイント))

重点事業

新設特別支援学校関連事業 ② 448,960千円 (② 63,371) +385,589

新設特別支援学校建設事業(井手地区)	・造成工事(295,000千円)、校舎実施設計(103,280千円)、埋文調査(49,680千円) <新設学校の基本構想> ・山城地域全体の児童生徒数の将来増に抜本的に対応する学校規模(200人規模) ・小中学校との交流・共同学習などインクルーシブ教育推進の基礎となる環境整備 ・障害のある子ども一人一人の自立と社会参加を目指した教育内容 ・特別支援教育センター的機能の充実(教育相談・研修支援等)
地域共生型支援学校推進事業	・H32.4月の新設校開校に備え、インクルーシブ教育ネットワークの構築(1,000千円)

新 羽ばたけ就労支援事業(特別支援学校「京のしごと検定」実施事業) ② 2,500千円 (② 0) +2,500

目的	・業界団体と連携した「京のしごと検定」の導入により、特別支援学校生徒の就労意欲・企業就労率の向上を目指す。										
概要	・生徒の職種別専門的技能を客観的に評価するシステム(京のしごと検定)の構築										
	<table border="1"> <tr> <th>作業種</th> <th>「清掃」</th> <th>「接客」</th> <th>「介護」</th> <th>「パソコン実務」</th> </tr> <tr> <td>連携先</td> <td>京都ビルメンテナンス協会</td> <td>ルビノ京都堀川</td> <td>ケアスケールリジェソシ</td> <td>日本情報処理検定協会</td> </tr> </table>	作業種	「清掃」	「接客」	「介護」	「パソコン実務」	連携先	京都ビルメンテナンス協会	ルビノ京都堀川	ケアスケールリジェソシ	日本情報処理検定協会
作業種	「清掃」	「接客」	「介護」	「パソコン実務」							
連携先	京都ビルメンテナンス協会	ルビノ京都堀川	ケアスケールリジェソシ	日本情報処理検定協会							
検定の流れ	①検定開発(連携先と共同)→②指導支援(連携企業の実技指導)→③技能検定→④認定(到達度により1~10級で評価)										

新 八幡支援学校「職業学科」設置準備事業 ② 3,200千円(② 0) +3,200

設置年度	設置校	設置内容(普通科単独校→職業学科併設校に再編)	職業学科定員	教育内容
H30年度	八幡支援	普通科2コース→普通科1+職業学科1(福祉科(仮))	10名(2学級)	介護福祉の知識・技術の修得

6. 教員の負担軽減対策

京都市「チーム学校」推進費 ② 13,000千円 (② 0)

考え方
 【課題】教員が子どもと向き合える時間を十分に確保するため、教員の担うべき本来業務に専念できる環境を整備し、「長期間労働という働き方の改善」が必要
 →そのため、「学校」と「教育委員会(府・市町村)」が連携し、総合的な教員の業務改善を推進する「重点モデル事業」を実施

重点事業

新 京都市「チーム学校」推進事業 ② 13,000千円 (② 0) +13,000

目的	・重点モデル地域を指定して、教員の業務改善対策を実施し、勤務時間の変化や専門スタッフの配置効果等の実践研究を行い、その具体的な成果を広く府内の教育委員会・各学校に発信・普及																		
概要	<table border="1"> <tr> <td>学校 → 業務改善対策の実践</td> <td>連携</td> <td>教育委員会(府・市町村) → 分析研究</td> </tr> <tr> <td>・勤務実態の把握、業務時間の管理徹底</td> <td></td> <td>・業務改善ポリシーの策定・フォローアップの徹底</td> </tr> <tr> <td>・部活動における負担軽減</td> <td></td> <td>・教員の本来行うべき業務の明確化</td> </tr> <tr> <td>・専門スタッフ等との連携・分担、学校チーム体制の構築</td> <td></td> <td>・勤務時間の変化・負担感の改善状況の把握</td> </tr> <tr> <td>・教職員の意識改革</td> <td></td> <td>・創出した時間による教育面での効果</td> </tr> <tr> <td>・学校マネジメント強化等の研修</td> <td></td> <td>・優れた成果を府内に普及</td> </tr> </table>	学校 → 業務改善対策の実践	連携	教育委員会(府・市町村) → 分析研究	・勤務実態の把握、業務時間の管理徹底		・業務改善ポリシーの策定・フォローアップの徹底	・部活動における負担軽減		・教員の本来行うべき業務の明確化	・専門スタッフ等との連携・分担、学校チーム体制の構築		・勤務時間の変化・負担感の改善状況の把握	・教職員の意識改革		・創出した時間による教育面での効果	・学校マネジメント強化等の研修		・優れた成果を府内に普及
学校 → 業務改善対策の実践	連携	教育委員会(府・市町村) → 分析研究																	
・勤務実態の把握、業務時間の管理徹底		・業務改善ポリシーの策定・フォローアップの徹底																	
・部活動における負担軽減		・教員の本来行うべき業務の明確化																	
・専門スタッフ等との連携・分担、学校チーム体制の構築		・勤務時間の変化・負担感の改善状況の把握																	
・教職員の意識改革		・創出した時間による教育面での効果																	
・学校マネジメント強化等の研修		・優れた成果を府内に普及																	
モデル地域	・小学校、中学校 → 4市町村程度を重点モデル地域に指定 ・高等学校 → 府立高校(1校)をモデル校に指定																		

7. 府立学校施設の環境改善 (老朽化対策等)

府立学校施設整備費 ㉔ 3,440,424千円 (㉕ 2,735,977)

考え方

○府立学校施設の耐震化対策が完了したことから、懸案である老朽化対策にシフトし、安心・安全で良好な教育環境を確保するとともに、時代の教育ニーズに対応する施設整備を実施

重点事業

① 老朽化対策 ㉔ 2,886,364千円 (㉕ 1,856,000) +1,030,364 <耐震化完了 ㉔796,906>

老朽校舎等改修	・全府立学校の2/3が築30年以上を経過 ・老朽化の著しい施設・設備を中心に、安心・安全対策を最優先とした上で、教育効果を高める機能向上の観点から踏まえた改修を実施【予算増額】 ・トイレの洋式化・乾式化改修に着手。衛生環境を改善【新規】	㉔448,610千円 (㉕ 300,000) +148,610
鴨沂高校校舎改築	・昭和8年建築で老朽化が著しく、耐震指標も低いことから、校舎改築等を実施	㉔2,337,754千円 (㉕ 1,456,000) +881,754
府民公募型整備事業	・府民提案による安心・安全対策を実施	㉔100,000千円 (㉕100,000) ±0

② 教育ニーズ対応 ㉔ 483,750千円 (㉕ 62,371) +421,379

南陽高校・中高一貫教育の導入 (既存校舎の施設・設備改修等)	・府南部初となる公立中高一貫校を南陽高校にH30設置 ・中高一貫教育を通じた未来社会を創るリーダーの育成【教育の柱】 ①探究心・創造力を育てるサイエンス教育 ②コミュニケーション力・思考力を育てるグローバル教育 ③志を有し品格のある人間を育てるフィロソフィー教育	㉔ 35,790千円 (㉕ 0) +35,790
新設特別支援学校建設事業 (井手地区)【再掲】	・山城地域の生徒数増に抜本的に対応する特別支援学校を新設整備。(造成工事・校舎実施設計・埋文調査)	㉔447,960千円 (㉕ 62,371) +385,589

※舞鶴支援学校「北吸校舎」解体費 70,310千円 (㉕ 4,800)

8

○ その他の主要事業

① 高校生等修学支援事業 ㉔ 6,007,505千円 (㉕ 6,181,677)

- 公立学校「授業料無償化」就学支援金(3,880百万円)
- 高等学校等修学資金貸付事業(1,578百万円)
- 奨学のための給付金(低額所得世帯の授業料以外の教育費負担軽減)(520百万円)
- 高等学校生徒通学費補助など(30百万円)

② 歴史的建造物等保存伝承事業 ㉔ 1,743,407千円 (㉕ 1,636,296)

- 社寺等所有者の委託により府教委が実施する国宝・重文建造物の保存修理工事 など (㉔実施) 知恩院(国宝・重文)、光明寺(国宝)、清水寺(国宝・重文)、平等院(国宝) 教王護国寺(国宝)、仁和寺、裏千家住宅、黄梅院、賀茂別雷神社、本隆寺の10箇所
※知恩院・光明寺の2箇所に債務負担行為を設定し、複数年工事を実施

③ いじめ・不登校・非行防止対策【再掲】 ㉔ 315,747千円 (㉕ 324,252)

- スクールカウンセラーや心の居場所サポーターの配置、いじめ対策24H電話相談 等
- 府認定フリースクール連携推進事業【新規】、不登校児童生徒支援モデル事業(国委託)

④ 京のアスリート育成・強化総合推進事業 ㉔ 246,500千円 (㉕ 246,500)

- 国体選手・ジュニア選手の養成・強化、競技団体の活性化を図る競技力向上対策を実施

⑤ 府立高校特色化事業 ㉔ 67,500千円 (㉕ 88,420)

- 生徒の個性・能力を伸ばさせる府立高校の特色化事業の実施(SGH校、SPH校等)

9

平成 29 年度総合教育センター研修講座「7つのポイント」

京都府総合教育センター

- ・ **センターのミッション**：「学校・教職員を支援するセンター」
- ・ **研修講座のミッション**：「やってみたい」から「できる」へ
- ・ **教育課題対応のミッション**：「学校の組織力向上プラン」対応

1 学校組織マネジメント力の更なる向上 初任者～管理職まで系統的に実施

→初任者のセルフマネジメント(新規)、ミドルリーダー、ベテランから管理職まで、それぞれのライフステージに応じた講座を一貫的に系統的に実施
事務職員対象の学校組織マネジメント講座も更に充実

2 カリキュラム・マネジメント講座を新設 アクティブ・ラーニングとの両輪

→中教審「審議まとめ」のキーワードを学校運営や授業改善に活かしていくための研修講座を実施

カリキュラム・マネジメントをグレード別に複数講座新設

校長講座でも「アクティブ・ラーニング(溝上慎一京都大学教授)」&「カリキュラム・マネジメント(天笠茂千葉大学特任教授)」を予定

3 組織力向上プランに対応させた最新教育動向講座 北部で3講座新設

→管理職・ミドルリーダーの研修で組織力を向上(北部地域支援)

4 京都式スクールソーシャルワーカー(まなび・生活アドバイザー SSW)の育成 既存の講座+子どもの貧困対策講座&SSW講座を新設

→平成31年度末までに全校種全校にSSWを配置(組織力向上プラン重点施策1)に対応 「子どもの貧困対策(SSW)2+教相4+特支3=9単位」

5 教育の情報化に対応 小学校プログラミング教育講座2講座新設

→小学校段階における論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成とプログラミング教育に関する有識者会議議論とりまとめ(28.6.16)を踏まえて

6 免許状取得促進 特別支援学校教諭二種

→佛教大学サテライト(特支)2年目

7 特別支援教育講座の内容の充実

→「手話」「吃音」への理解と対応を図る講座内容を実施→「きこえへの支援」講座
高等学校における通級指導にも対応→「生活力と社会性へのサポート」講座
高等学校を卒業してから→「成人期を見通した高校支援」講座



平成29年4月28日

教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）について（概要）

1. 調査の概要

（1）経緯

「教育政策に関する実証研究」の一つとして、教員の勤務実態の実証分析を平成28～29年度の2か年で実施。【委託機関：株式会社リベルタス・コンサルティング】

今回、教員勤務実態調査のうち、教員の勤務時間に係る部分の速報値が取りまとまったことから公表するもの。

（2）実施方法

日程：平成28年10月～11月のうちの連続する7日間

対象：小学校400校、中学校400校（確率比例抽出により抽出。）に勤務する教員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭。当該校のフルタイム勤務職員全員）を対象。

回答数：小学校：397校 中学校：399校
小学校教員：8,951名 中学校教員：10,687名

項目：①学校調査票（※）

- ・学級数、児童生徒数
- ・教職員数、専門スタッフの人数及び勤務時間等の指導体制
- ・ICT機器等の活用状況
- ・運営体制・業務改善の取り組み 等

②教員個人調査票

- ・属性（性別、年齢、雇用形態、教職歴等）
- ・学級担任の有無と担当学年、担当児童生徒数
- ・部活動顧問の状況
- ・校務分掌の状況
- ・7日間の勤務実態の記録（30分単位）
- ・ストレスチェック調査（※） 等

（※）の項目は、29年度末までに集計・分析予定

2. 調査結果の概要

(1) 教員の1日当たりの学内勤務時間

前回調査（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加。（教諭（主幹教諭・指導教諭を含む。）については、1日当たり、小学校平日43分・土日49分、中学校平日32分・土日1時間49分）

時間：分

平日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19	+0:18
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32
講師	10:54	10:29	+0:25	11:17	11:04	+0:13
養護教諭	10:07	9:38	+0:29	10:18	10:01	+0:17

土日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54	+1:05
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49
講師	0:56	0:17	+0:39	3:12	1:25	+1:47
養護教諭	0:46	0:07	+0:39	1:09	0:19	+0:50

(2) 教員の1週間当たりの学内総勤務時間

時間：分

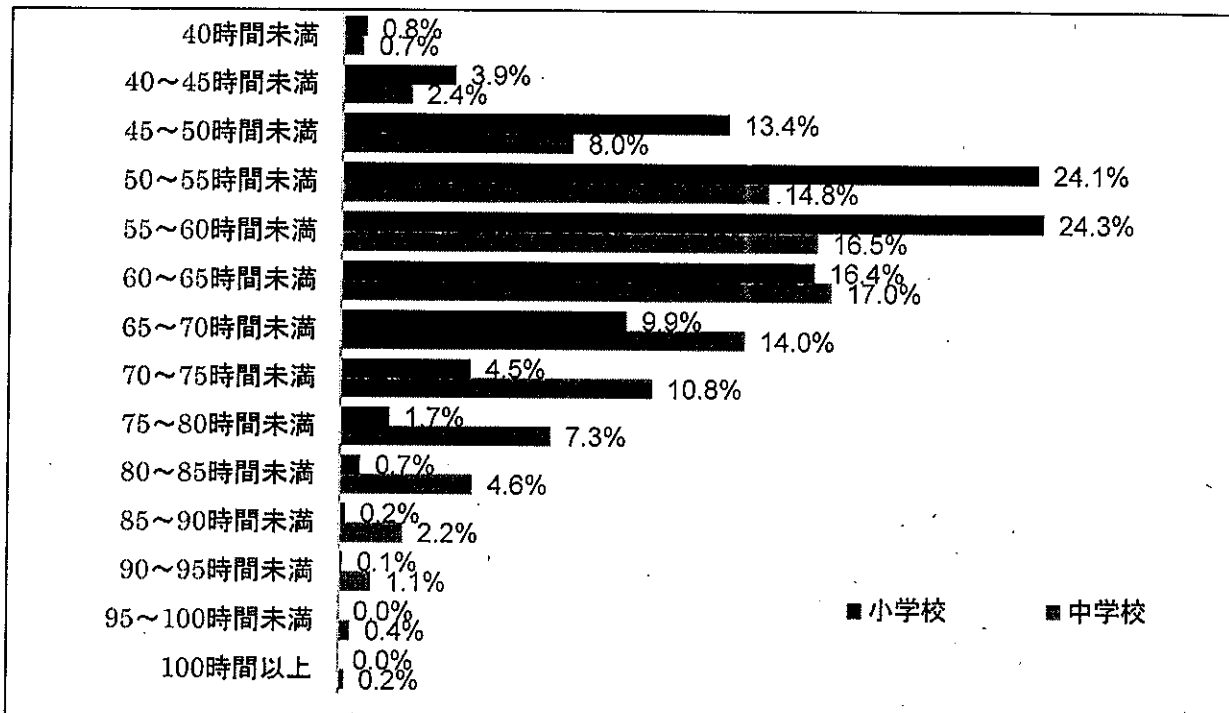
	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	54:59	52:19	+2:40	55:57	53:23	+2:34
副校長・教頭	63:34	59:05	+4:29	63:36	61:09	+2:27
教諭	57:25	53:16	+4:09	63:18	58:06	+5:12
講師	55:18	52:59	+2:19	61:43	58:10	+3:33
養護教諭	51:03	48:24	+2:39	52:42	50:43	+1:59

※28年度調査では、調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

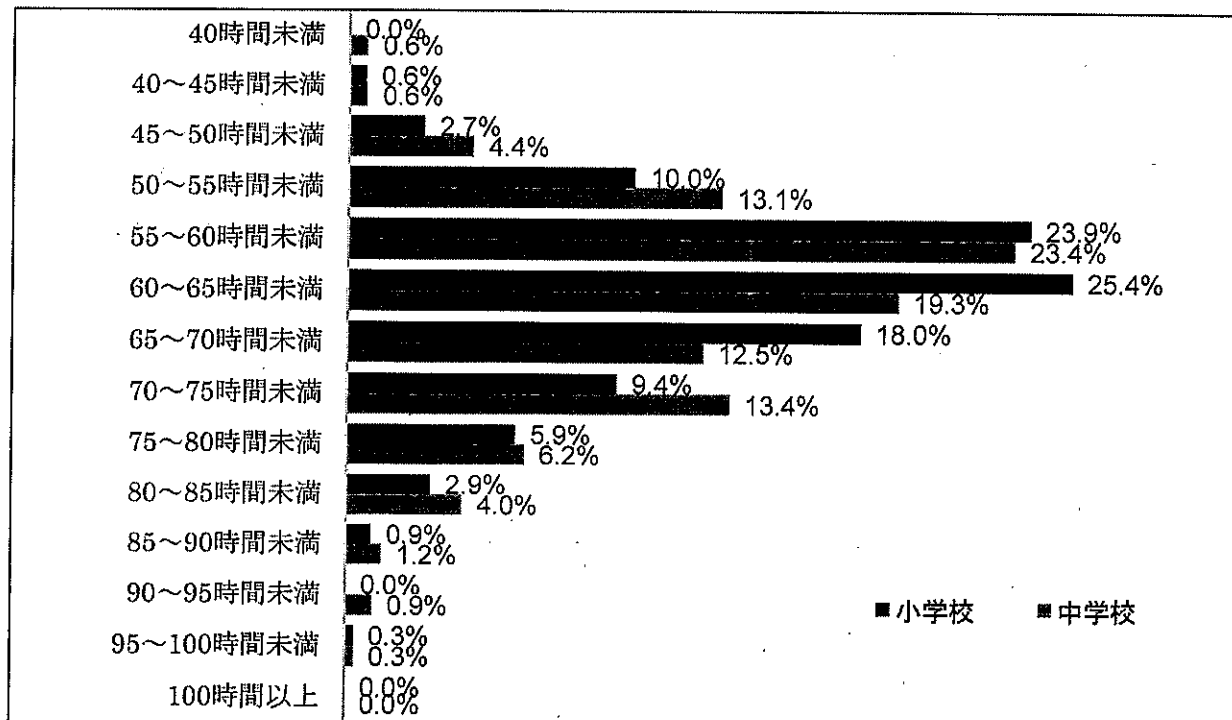
(3) 1週間当たりの学内総勤務時間数の分布 (教諭と副校長・教頭)

1週間当たりの学内総勤務時間について、教諭 (主幹教諭・指導教諭を含む。) のうち、小学校は 55～60 時間未満、中学校は 60～65 時間未満、副校長・教頭のうち、小学校は 60～65 時間未満、中学校は 55～60 時間未満の者が占める割合が最も高い。

【教諭】



【副校長・教頭】



(4) 学内勤務時間と持ち帰り業務時間の比較 (1日当たり)

前回調査と比較して、学内勤務時間は増加している一方、持ち帰り業務時間は若干減少している。

時間：分

教諭のみ		小学校			中学校		
		28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
平日	学内勤務	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32
	持ち帰り	0:29	0:38	-0:09	0:20	0:22	-0:02
土日	学内勤務	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49
	持ち帰り	1:08	1:26	-0:18	1:10	1:39	-0:29

(5) 業務内容別の学内勤務時間 (1日当たり)

平日については、小学校では、授業 (27分)、学年・学級経営 (10分) が、中学校では、授業 (15分)、授業準備 (15分)、成績処理 (13分)、学年・学級経営 (11分) が増加している。

土日については、中学校で部活動 (1時間4分)、成績処理 (10分) が増加している。

時間：分

平日 (教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業 (主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業 (補助)	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導 (集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導 (個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:24	0:14	+0:10	0:38	0:27	+0:11
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20	0:31	-0:07	0:19	0:29	-0:04
個別打合せ	0:04			0:06		
事務 (調査回答)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務 (学納金)	0:01			0:01		
事務 (その他)	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA 対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

時間：分

土日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業（主担当）	0:07	0:00	+0:08	0:03	0:00	+0:03
授業（補助）	0:01			0:00		
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導（集団）	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:00	+0:01
生徒指導（個別）	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:10	1:06	+1:04
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:12	0:02	+0:10
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打合せ	0:00			0:00		
事務（調査回答）	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務（学納金）	0:00			0:00		
事務（その他）	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA 対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

【留意点】

- 28年度調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）については、1週間単位の勤務時間から一律に差し引いている。一方、1日単位については、総勤務時間及び「事務（その他）」に含まれている。
- 28年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む（主幹教諭、指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）。
- 1日当たりの正規の勤務時間は、28年度：7時間45分、18年度：8時間。
- 18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。
- 18年度調査における第5期（18年10月23日～11月19日）の集計結果と比較。

＜教員業務記録（1日につき1票 教員1人につき7票）＞

- ・ 業務記録については、業務分類に従い、1週間の業務記録を30分単位で記録。
- ・ 同一時間帯に複数の業務を行った場合は、最も負担感の大きい業務1つに絞って記録。
- ・ 勤務時間量については、平成18年度調査と同様に、小数点以下を切り捨てて表示。
- ・ 「業務記録」中、出退勤時刻内に記入されたものを「学内勤務」、出退勤時刻より前、退勤時刻より後に記録されたものを「持ち帰り業務」と分類。

1日票
 月票
 年票

① 日付 Y.M. 年 月 日 月曜日

② 今日の業務は、1～4のどれに当てはまるか、1つにのみつづけてください。
 ① 勤務日 ② 休務日 ③ 休務(部分) ④ 欠席日

③ 今日、あなたが学校に出発した時刻と学校から退席した時刻を、24時間制で記入ください。
 (例) 出勤時刻 午前8時05分 退勤時刻 午後5時30分

④ 業務記録を記入ください。学校での正業時間外の業務、自宅などの学校外で行った業務も記入ください。
 (例) 18時30分～20時00分 家庭教師

※ 今日、あなたが家庭の外で勤務した業務を1分単位で記入ください。
 休務時間 分
 ※ 休務時間とは、休日、午後(夜間)の勤務は、記入しなくていい。
 ※ 勤務中のストレスについて、0分(全く感じない)状態、10分(これほどに感じた中で一番強く感じる)として、今日の勤務の状態で記入してください。1つにのみつけてください。
 全く感じない 分
 感じる 分

業務時間	業務内容	業務分類	1分単位	2分	3分	4分	5分	6分	7分	8分	9分	10分	11分	12分	13分	14分	15分	16分	17分	18分	19分	20分	21分	22分	23分	24分	25分	26分	27分	28分	29分	30分	31分	32分	33分	34分	35分	36分	37分	38分	39分	40分	41分	42分	43分	44分	45分	46分	47分	48分	49分	50分	51分	52分	53分	54分	55分	56分	57分	58分	59分	60分																																																																																																																																		
8:00	8:05	8:10	8:15	8:20	8:25	8:30	8:35	8:40	8:45	8:50	8:55	9:00	9:05	9:10	9:15	9:20	9:25	9:30	9:35	9:40	9:45	9:50	9:55	10:00	10:05	10:10	10:15	10:20	10:25	10:30	10:35	10:40	10:45	10:50	10:55	11:00	11:05	11:10	11:15	11:20	11:25	11:30	11:35	11:40	11:45	11:50	11:55	12:00	12:05	12:10	12:15	12:20	12:25	12:30	12:35	12:40	12:45	12:50	12:55	13:00	13:05	13:10	13:15	13:20	13:25	13:30	13:35	13:40	13:45	13:50	13:55	14:00	14:05	14:10	14:15	14:20	14:25	14:30	14:35	14:40	14:45	14:50	14:55	15:00	15:05	15:10	15:15	15:20	15:25	15:30	15:35	15:40	15:45	15:50	15:55	16:00	16:05	16:10	16:15	16:20	16:25	16:30	16:35	16:40	16:45	16:50	16:55	17:00	17:05	17:10	17:15	17:20	17:25	17:30	17:35	17:40	17:45	17:50	17:55	18:00	18:05	18:10	18:15	18:20	18:25	18:30	18:35	18:40	18:45	18:50	18:55	19:00	19:05	19:10	19:15	19:20	19:25	19:30	19:35	19:40	19:45	19:50	19:55	20:00	20:05	20:10	20:15	20:20	20:25	20:30	20:35	20:40	20:45	20:50	20:55	21:00	21:05	21:10	21:15	21:20	21:25	21:30	21:35	21:40	21:45	21:50	21:55	22:00	22:05	22:10	22:15	22:20	22:25	22:30	22:35	22:40	22:45	22:50	22:55	23:00	23:05	23:10	23:15	23:20	23:25	23:30	23:35	23:40	23:45	23:50	23:55	24:00

業務分類	具体的内容
児童生徒の指導にかかわる業務	
朝の業務	朝打合せ、朝学習・朝読書の指導、朝の会、朝礼、出欠確認など
授業(主担当)	主担当として行う授業、試験監督など
授業(補助)	チーム・ティーチングの補助的役割を担う授業
授業準備	指導案作成、教材研究・教材作成、授業打合せ、総合的な学習の時間・体験学習の準備など
学習指導	正規の授業時間以外に行われる学習指導(補習指導・個別指導など)、質問への対応、水泳指導、宿題への対応など
成績処理	成績処理にかかわる事務、試験問題作成、採点・評価、通知表記入、調査書作成、指導要録作成など
生徒指導(集団)	給食・栄養・清掃指導、登下校・安全指導、健康・保健指導、全校集会、避難訓練など
生徒指導(個別)	個別面談、進路指導・相談、生活相談、カウンセリング、課題を抱えた児童生徒への支援など
部活動・クラブ活動	授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導、対外試合引率(引率の移動時間も含む。)など
児童会・生徒会指導	児童会・生徒会指導、委員会活動の指導など
学校行事	修学旅行、遠足、体育祭、文化祭、発表会などの行事、学校行事の準備など
学年・学級経営	学級活動・HR、連絡帳の記入、学級通信作成、名簿作成、掲示物作成、教室環境整理など
学校の運営にかかわる業務	
学校経営	校務分掌業務、初任者・教育実習生などの指導、安全点検・校内巡視、校舎環境整理など
職員会議・学年会などの会議	職員会議、学年会、教科会、成績会議、学校評議会など校内の会議など
個別の打合せ	生徒指導等に関する校内の個別の打合せ・情報交換など
事務(調査への回答)	国、教育委員会等からの調査・統計への回答など
事務(学納金関連)	給食費や部活動費等に関する処理や徴収などの事務
事務(その他) ※今回調査の回答時間を含む。	業務日誌作成、資料・文書(校長・教育委員会等への報告書、学校運営にかかわる書類、予算・費用処理関係書類)の作成など
校内研修	校内研修、勉強会・研究会、授業見学など
外部対応	
保護者・PTA 対応	保護者会、保護者との面談や電話連絡、保護者対応、家庭訪問、PTA 関連活動、ボランティア対応等
地域対応	町内会・地域住民への対応・会議、地域安全活動、地域行事への協力など
行政・関係団体対応	行政・関係団体、保護者・地域住民以外の学校関係者、来校者の対応など
校外	
校務としての研修	初任研、校務としての研修、出張を伴う研修など
会議・打合せ(校外)	校外への会議・打合せ、出張を伴う会議など
その他	
その他の校務	上記に分類できない校務、移動時間など

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の 一部を改正する法律の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、**学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進**

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- 障害に応じた特別の指導（他教による指導）のための基礎定数の新設
(児童生徒13人に1人)
- 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設
(児童生徒13人に1人)
- 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- 少人数授業等の実施のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に依りて異なる）
- 教職員定数の加算事由に「共同学校事務室」を明記

義務教育法の一部改正

都道府県が専断する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間を授業を行うもの、の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等
(学校教育法等の一部改正)
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協賛事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備と「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備
(社会教育法等の一部改正)

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

施行期日

平成29年4月1日

学校教育法施行規則の一部を改正する省令 (平成29年文部科学省令第4号)【概要】

1. 趣旨及び改正の概要

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（平成27年12月21日中央教育審議会）」において「部活動等の指導・助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする職員を部活動指導員（仮称）として、法令上に位置付けることを検討する。」こととされた。

これを受け、『「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～（平成28年1月25日文部科学大臣決定）」や「学校現場における業務の適正化に向けて（平成28年6月13日次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース）」においても、部活動指導員を法令上明確化することが求められた。

このため、学校教育法施行規則に新たに規定を設け、部活動指導員について、その名称及び職務をを明確化することとされた。

第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※ 義務教育学校の後期課程、高等学校、特別支援学校の高等部等に準用

2. 施行期日

平成29年4月1日

学校教育法施行規則の一部を改正する省令 (平成29年文部科学省令第24号)【概要】

1. 趣旨

教育再生実行会議における提言（第七次提言（平成27年5月14日）、第八次提言（平成27年7月8日）、第九次提言（平成28年5月20日）、中央教育審議会答申（「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（平成27年12月21日））を踏まえ、また、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）」（以下「改正法」という。）が平成29年4月1日に施行されこととなった。

このため、学校教育法施行規則の一部を改正し、事務長及び事務主任の職務規定を整備するとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務を新たに規定することとされた。

2. 概要

(1) 事務長等の職務規定の整備

改正法により、学校教育法の事務職員の職務規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改められたことに伴い、事務長及び事務主任の職務規定を整備

第46条 小学校には、事務長又は事務主任を置くことができる。
2 事務長及び事務主任は、事務職員をもつて、これに充てる。
3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。
4 事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
第82条 高等学校には、事務長を置くものとする。
2 事務長は、事務職員をもつて、これに充てる。
3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。

(2) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー

スクールカウンセラーは、「児童の心理に関する支援に従事する」、スクールソーシャルワーカーは、「児童の福祉に関する支援に従事する」、とそれぞれの職務内容を規定

第65条の2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。
第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

※ 中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に準用

3. 施行期日

平成29年4月1日

- 方向性： 1. 新たなテーマについて議論を行うほか、
2. これまでの提言のフォローアップ（第1～9次）を継続的に行う

1. 新たなテーマ

○ 新たに、以下のテーマについて検討し、提言する。

学校・家庭・地域の役割分担と教育力の充実について

- (1) 学校・家庭・地域の役割分担の明確化と家庭や地域の教育力の向上について
- (2) 学校現場の教育力を強化するための教師の働き方・業務の在り方とサポート体制について

子供たちの自己肯定感が低い現状を改善するための環境づくりについて

- (1) 子供たちの自己肯定感が諸外国に比べて低い現状の分析と改善方策について
- (2) 子供たちが自信をもって成長し、よりよい社会の担い手となるための環境づくりについて

2. これまでの提言のフォローアップ

○ これまでの9次にわたる提言によって、教育再生に向けた取組は概ね全方位的に提言され、かつ実行に移されている状況。
○ 一方、実行段階にある取組においても、その狙いが真に達成されていない場合や、課題解決に向けてさらなる加速化が求められる施策も見られるところであり、提言の確実な実行に向けて、継続的なフォローアップが必要。

(主なフォローアップ事項の例)

- 学校教育の中核である教師の資質向上、学校の組織運営改革、学校と地域の連携・協働
- 日本の教育を変える「高大接続」改革、大学入学者選抜制度改革
- 日本の「知」を牽引すべき大学の教育研究力の強化(指定国立大学法人制度、卓越大学院(仮称)、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関等)
- 教育投資・教育財源の充実
など

新たなテーマ

《テーマ1: 学校・家庭・地域の役割分担と教育力の充実について》

- いじめ、不登校等への対応や子供の貧困の問題、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等の増加など教育現場の抱える課題は複雑化・困難化しており、また、保護者等からの要望への対応など教師の負担が増大している。
- 家庭や地域の教育力の低下が指摘される一方、今日の教育現場は、教師の長時間労働によって支えられている面が大きいが、こうした状況を変えなければ、教育の持続的な発展は困難であるといわざるを得ず、学校教育の土台となる家庭や地域がその責任をしっかりと果たすことは、今後、ますます重要になってくる。
- このため、教育現場の教育力が低下することのないよう、学校・家庭・地域が担うべき役割を明確化するとともに、家庭、地域の教育力の向上について検討する。
- また、家庭、地域が学校をどのように支えていくべきかという問題意識の下、教師の長時間労働の是正の在り方のほか、学校が行うべき教育指導に優先的に取り組めるようにするための学校のサポート体制の在り方について検討する。

《テーマ2: 子供たちの自己肯定感が低い現状を改善するための環境づくりについて》

- これまで、教育再生実行会議の提言を踏まえ、グローバル化に対応した教育の充実などに取り組んできたが、一方で、子供たちの自己肯定感は諸外国に比べて低い状況にある。
- このように、子供たちの自己肯定感が低く、自分に対して自信がないままでは、「グローバル対応」や「主体的な学び」を求めても、その実現は簡単ではない。
- このため、子供たちが自分の価値を認識して積極的に挑戦し、かつ、他者の価値も尊重することができよう、日本の子供たちの自己肯定感が諸外国に比べて低い現状についての多角的な分析や、改善方策の検討を行う。
- また、子供たちが自信をもって成長し、よりよい社会の担い手となるための環境づくりについて、検討を行う。

「働き方改革実行計画」の骨子

平成29年3月28日
働き方改革実現会議決定

【計画の骨子】

- 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- 賃上げと労働生産性の向上
- 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

- ・ 時間外労働の限度を、原則、月45時間、かつ、年360時間（罰則付き）
- ・ 36協定による特例の上限を、年720時間（月平均60時間）
- ・ 繁忙期の特例の上限は、
〔 2～6か月の平均でいずれも、休日労働を含んで、80時間以内
単月では、休日労働を含んで、100時間未満
繁忙期の特例の適用は、年6回を上限 〕

（注）時間外労働の上限規制等に関する労使合意（2017年3月13日、経団連・連合）

- 柔軟な働き方がしやすい環境整備（テレワーク、副業・兼業）
- 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
- 病気の治療と仕事の両立
- 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労
- 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援
- 誰にでもチャンスのある教育環境の整備（教育費の負担軽減）
- 高齢者の就業促進
- 外国人材の受入れ

（計画期間）

平成29年度（2017年度）～平成38年度（2026年度）の10年間

…「ニッポン一億総活躍プラン」等の政府計画と連携…

<今後の動向>

政府は、秋の臨時国会に同一労働同一賃金や時間外労働の上限規制に係る関連法案を提出し、準備期間を設けて、平成31年度（2019年度）に導入を目指す

働き方改革実行計画【抜粋】

平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

(基本的考え方)

我が国は欧州諸国と比較して労働時間が長く、この20年間フルタイム労働者の労働時間はほぼ横ばいである。仕事と子育てや介護を無理なく両立させるためには、長時間労働を是正しなければならない。働く方の健康の確保を図ることを大前提に、それに加え、マンアワー当たりの生産性を上げつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者が働きやすい社会に変えていく。

長時間労働の是正については、いわゆる36協定でも超えることができない、罰則付きの時間外労働の限度を具体的に定める法改正が不可欠である。

他方、労働基準法は、最低限守らなければならないルールを決めるものであり、企業に対し、それ以上の長時間労働を抑制する努力が求められることは言うまでもない。長時間労働は、構造的な問題であり、企業文化や取引慣行を見直すことも必要である。「自分の若いころは、安月給で無定量・無際限に働いたものだ。」と考える方も多数いるかもしれないが、かつての「モーレツ社員」という考え方が否定される日本にしていく。労使が先頭に立って、働き方の根本にある長時間労働の文化を変えることが強く期待される。

(法改正の方向性)

現行の時間外労働の規制では、いわゆる36協定で定める時間外労働の限度を厚生労働大臣の限度基準告示⁴で定めている。ここでは、36協定で締結できる時間外労働の上限を、原則、月45時間以内、かつ年360時間以内と定めているが、罰則等による強制力がない上、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して特別条項を設けることで、上限無く時間外労働が可能となっている。

今回の法改正は、まさに、現行の限度基準告示を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせるとともに、従来、上限無く時間外労働が可能となっていた臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることでできない上限を設定するものである。

すなわち、現行の告示を厳しくして、かつ、法律により強制力を持たせたものであり、厳しいものとなっている。

労働基準法⁵の改正の方向性は、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会の両団体が時間外労働の上限規制等に関して別添2のとおり労使合意したことを踏まえて、以下のとおりとする。

(時間外労働の上限規制)

週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることをできない時間外労働時間を年720時間(＝月平均60時間)とする。かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることをできない上限を設ける。

この上限について、①2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで、80時間以内を満たさなければならないとする。②単月では、休日労働を含んで100時間未満を満たさなければならないとする。③加えて、時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ、年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。

他方、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設けることとし、行政官庁は、当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする。

(パワーハラスメント対策、メンタルヘルス対策)

労働者が健康に働くための職場環境の整備に必要なことは、労働時間管理の厳格化だけではない。上司や同僚との良好な人間関係づくりを併せて推進する。このため、職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う。併せて、過労死等防止対策推進法⁶に基づく大綱においてメンタルヘルス対策等の新たな目標を掲げることを検討するなど、政府目標を見直す。

(勤務間インターバル制度)

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法⁷を改正し、事業者は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない旨の努力義務を課し、制度の普及促進に向けて、政府は労使関係者を含む有識者検討会を立ち上げる。また、政府は、同制度を導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知を通じて、取り組みを推進する。

(法施行までの準備期間の確保)

中小企業を含め、急激な変化による弊害を避けるため、十分な法施行までの準備時間を確保する。

(見直し)

政府は、法律の施行後5年を経過した後適当な時期において、改正後の労働基準法等の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(現行の適用除外等の取扱) 省略

(事前に予測できない災害その他事項の取扱)

突発的な事故への対応を含め、事前に予測できない災害その他避けることのできない事由については、労働基準法第33条による労働時間の延長の対象となっており、この措置は継続する。措置の内容については、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応や大規模なりコールへの対応なども含まれていることを解釈上、明確化する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進) 省略

(企業本社への監督指導等の強化) 省略

(意欲と能力ある労働者の自己実現の支援) 省略

⁴ 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準

⁵ 労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)

⁶ 過労死等防止対策推進法(平成26年6月27日法律第100号)

⁷ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年7月2日法律第90号)

項目3. 長時間労働の是正

④ 法改正による時間外労働の導入(その5)

【働く人の視点に立った課題】

公務員にも長時間労働が見られる。
 ・人事院の「超過勤務の削減に関する指針」で定める超過勤務の上限の目安時間360時間を超えた職員の数(2014年)
 全府平均21.8%
 本府平均46.6%

【具体的な施策】

- ・(公務員等の長時間労働対策)
 - ・国家公務員については、民間の制度改正を踏まえ、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、より実効性ある対策を検討する。また、超過勤務を削減する前提として、超過勤務を実施する際に、その理由・見込み時間等を上司が把握するなど、勤務時間の適切な管理を更に徹底する。さらに、年次休暇の取得促進に向けた取組を徹底する。
 - ・地方公務員については、時間外勤務削減に係る先進的事例の積極的な収集・提供のほか、各地方公共団体が抱える課題の解決に資する意見交換の場の設置等を通じ、各団体の取組を支援する。
 - ・教員については、各教育委員会による学校現場の業務改善の取組を加速するための実践研究事業の実施や、運動部活動に関するガイドラインの策定・部活動指導員の活用を通じた部活動の適正化を行う。さらに、教員の働き方・業務の在り方等についての教育再生実行会議における検討を踏まえ、長時間労働を是正する。

(地域の実情に即した取組)

- ・各都道府県の政労使関係者で構成する地域働き方改革会議の活動を支援する。また、地域の企業等の働き方改革を進めるため、働き方改革について総合的に支援するアドバイザーの養成・派遣や、ワンストップで包括的に支援する拠点の整備など、モデル事業等を通じて地方における先進的な取組の普及を図る。
- ・地域の特性を活かして年次有給休暇の取得を促進する取組を進めるなど、休み方改革を推進する。地方の労働局等は、中小企業の相談の窓口として積極的に対応する。

(プレミアムフライデー)

- ・官民連携の下、「月末」の「金曜日」に有休取得やフレックス制度の活用等による早期退社といった働き方改革を促し、消費活性化のきっかけとする。

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標					
【国家公務員】	より実効性ある長時間労働対策の検討・実施、超過勤務予定の削減把握、年次休暇の取得促進	先進事例の収集・提供や、課題解決に資する意見交換の場の設置等を通じ、各団体の時間外勤務削減等の取組を支援	より実効性ある長時間労働対策の実施状況や長時間労働の実態を踏まえ、必要に応じて更なる取組の検討、実施	より実効性ある長時間労働対策の実施状況や長時間労働の実態を踏まえ、必要に応じて更なる取組の検討、実施	より実効性ある長時間労働対策の実施状況や長時間労働の実態を踏まえ、必要に応じて更なる取組の検討、実施	より実効性ある長時間労働対策の実施状況や長時間労働の実態を踏まえ、必要に応じて更なる取組の検討、実施	より実効性ある長時間労働対策の実施状況や長時間労働の実態を踏まえ、必要に応じて更なる取組の検討、実施	より実効性ある長時間労働対策の実施状況や長時間労働の実態を踏まえ、必要に応じて更なる取組の検討、実施	より実効性ある長時間労働対策の実施状況や長時間労働の実態を踏まえ、必要に応じて更なる取組の検討、実施	より実効性ある長時間労働対策の実施状況や長時間労働の実態を踏まえ、必要に応じて更なる取組の検討、実施	より実効性ある長時間労働対策の実施状況や長時間労働の実態を踏まえ、必要に応じて更なる取組の検討、実施	より実効性ある長時間労働対策の実施状況や長時間労働の実態を踏まえ、必要に応じて更なる取組の検討、実施	公務員の長時間労働を是正する。				
														【地方公務員】 公務員等の長時間労働対策	【教員】	地域の実情に即した取組	プレミアムフライデーの実施
														学校現場の業務改善を加速するための実践研究の実施・フォローアップ、部活動の適正化に向けた取組の実施等 教育再生実行会議において検討・推進	教員の長時間勤務是正の取組を推進	働き方改革アドバイザーの養成・派遣等、都道府県・市町村を対象としたモデル事業等の実施 関係府省及び専門機関からなる地域働き方改革交差点チームが地域働き方改革会議の活動を支援する	事業検証等を踏まえ、順次見直しを図ったうえで、地域働き方改革会議の検討等を踏まえて必要な取組を推進